

第1章 計画の基本的事項

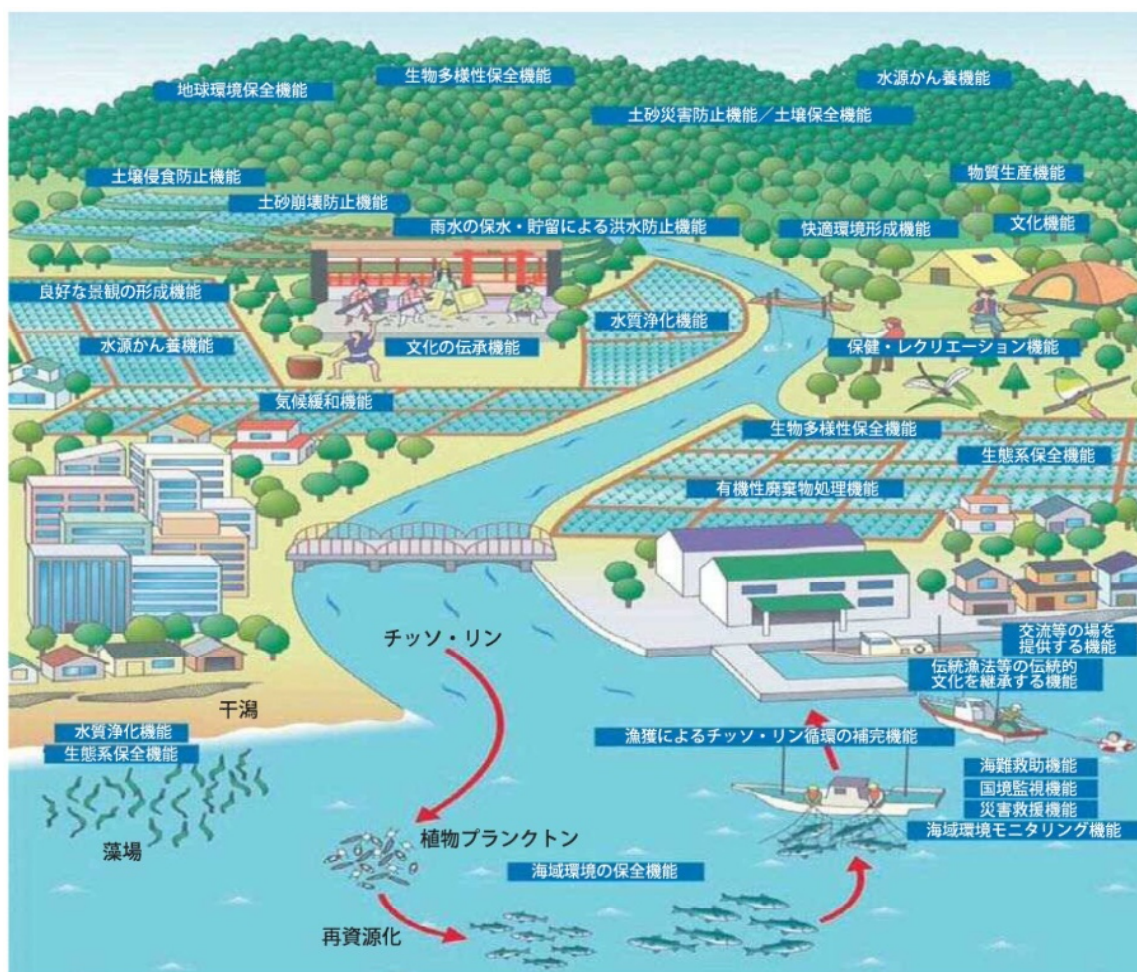
1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

環境に対する国民の関心が高まる中、農業農村整備事業の計画段階においても地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮が求められるようになってきました。

平成 11 年に制定された食料・農業・農村基本法ではその総則において、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。」とし、農業・農村の「多面的機能の発揮」を明文化しています。さらに、平成 13 年には土地改良法が改正となり、その目的及び原則に「土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。」とし、土地改良事業における「環境との調和への配慮」が追加されました。

また、平成 22 年には COP10 が開催され、「生物多様性の保全」について話し合いが行われており、農業・農村でも配慮が望まれています。



出典：平成 23 年度 食料・農業・農村白書

図 1-1 農業・森林・水産業の多面的機能

(2) 目的

農村環境計画の目的は、農村地域（主に農業振興地域）において展開される農業農村に関わる事業等において、環境配慮や環境保全が適切に行われるための目標や方針を示すことです。ただし、「環境」という概念は一部地域に限定されず、広く市域全体に関わるものであることから、現況環境の調査対象範囲は柏崎市の全域を対象としています。

農村環境計画とは
 環境配慮・保全の目標や方針を示すものであり、具体的な事業を企画・立案するものではない。
 農村地域における環境配慮・保全の「マスタープラン」である。

(3) 農村環境計画の位置付け

農村環境計画の策定に当たっては、柏崎市の有する地域振興計画や土地利用計画などの基本構想を踏まえ、施策の効果的な実施のため連携に配慮した内容とします。

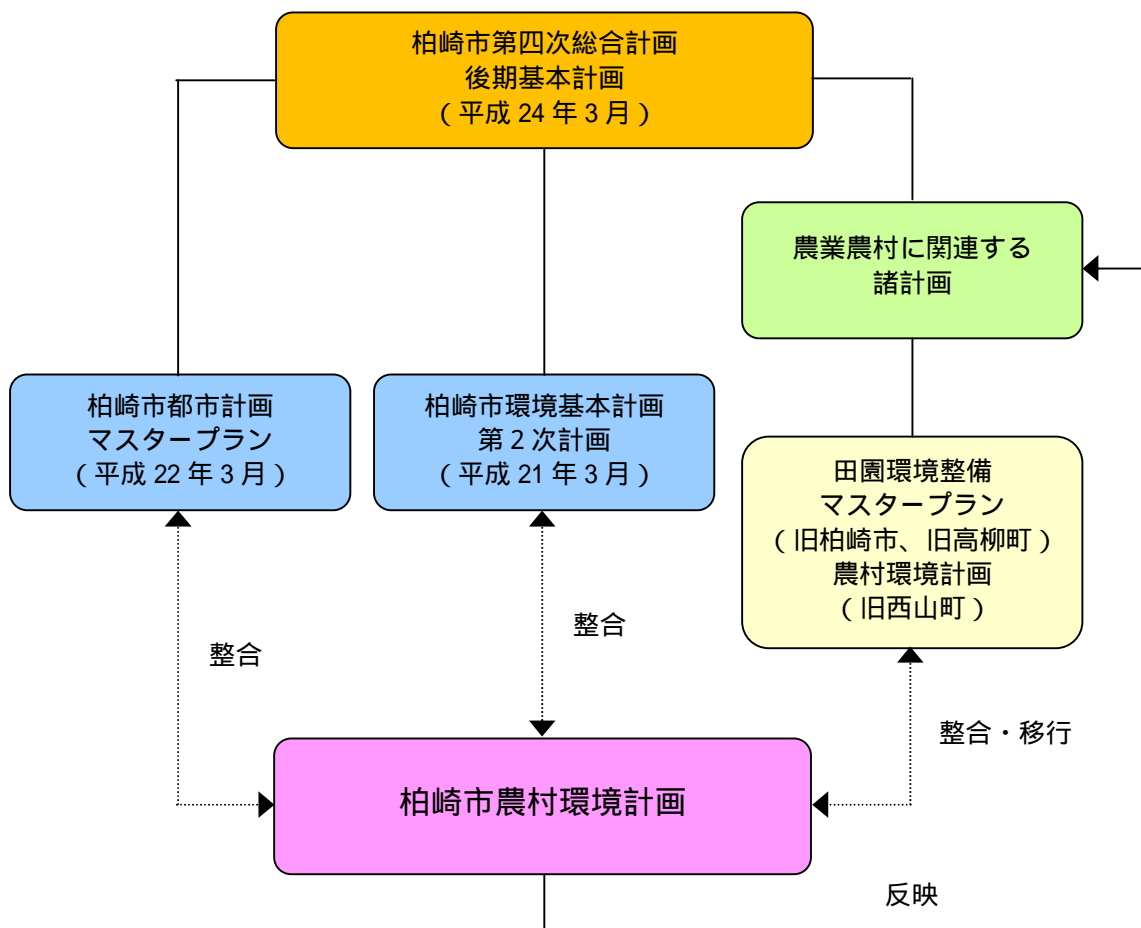


図 1-2 農村環境計画の位置付け

2. 計画の構成と策定手順及び計画策定体制

(1) 計画の構成と策定手順

農村環境計画は、既存資料や文献の整理、現地調査を通じて柏崎市の農業や環境等の現状を把握し、さらに住民の意向も踏まえながら、学識経験者、各種団体の代表者、農業従事者等による討議・検討を得て策定され、図 1-3 のような構成でまとめられます。また、本計画の策定期間は2カ年で、策定手順は図 1-3 のようになっています。

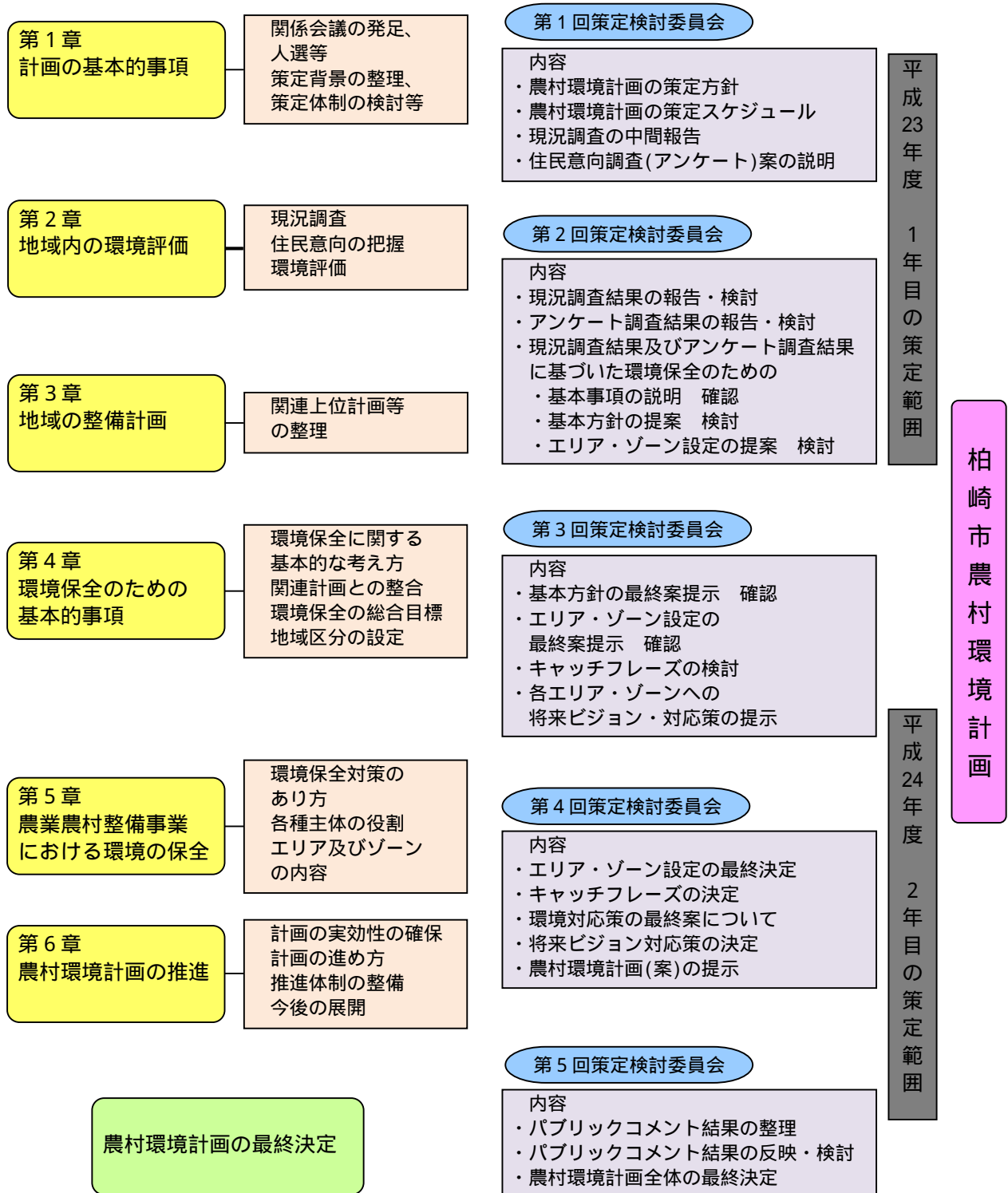


図 1-3 計画の構成と策定手順

(2) 計画策定体制

農村環境計画の計画策定体制は、事務局により計画(案)の素案を作成し、それに基づき学識経験者、民間経営者、農業団体、行政機関、農業従事者等からなる農村環境計画策定検討委員会において計画(案)を審議し、それぞれの見地から専門的に検討する体制とします。

計画の策定体制を図1-4に示します。

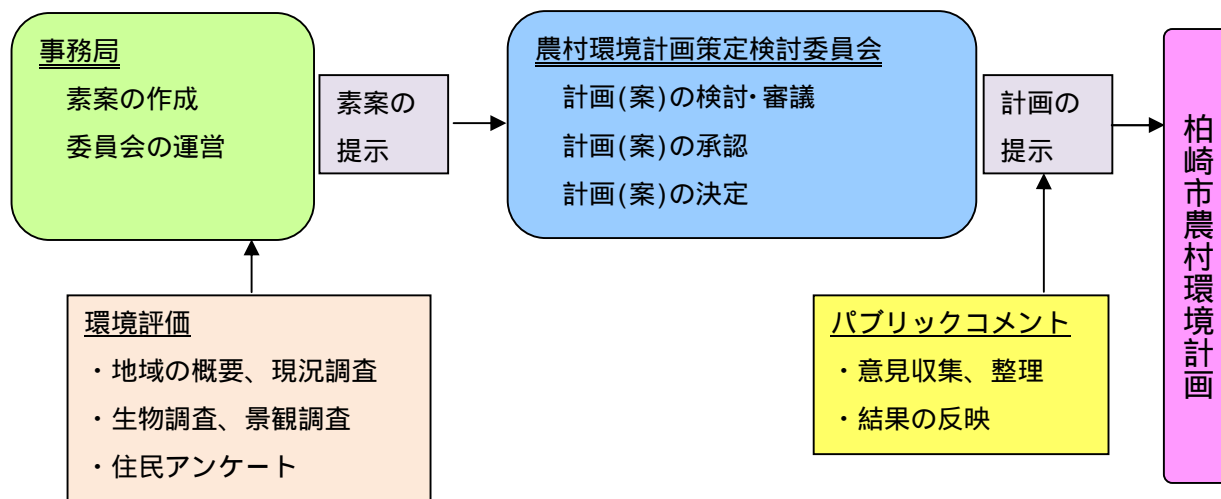


図1-4 計画策定体制